

令和 2 年 12 月末現在

## 【令和2年度事業者処分等について】

消費生活課

## 1 特定商取引法

## (1) 処分(特定商取引法:業務停止命令3件・指示3件・業務禁止命令6件)

No.	事業者名及び所在地	処分等内容	販売類型・手法等	処分公表日
1	生活協同組合 くらしのコープ 【所沢市】	業務停止6か月 指示 業務禁止6か月  氏名等不明示 故意の不告知	訪問販売(害虫駆除) 「チラシを見ていただけたで しょうか。」「生協です。」な どと告げるのみ。 申込書に出資金を添えて提 出をする必要があったにもか かわらず「1980円で害虫駆除 ができます」等と告げるのみ。	2.5.8
2	石渡(株) 【さいたま市大宮区】	業務停止6か月 指示 業務禁止6か月  勧誘不明示、再勧誘、 不備書面交付、不実告 知、迷惑解除妨害	訪問販売(屋根修繕工事) 「この近くで工事しています」 などと告げるのみ。 「1週間以内に直さなければ いけない」などと、あたかも屋 根に補修や緊急の補修を必要 とするような損傷があるよう に告げていた。	2.12.1
3	SEIRYO(株) 【久喜市】	業務停止6か月 指示 業務禁止6か月  勧誘不明示、不備書面 交付、不実告知	訪問販売(修繕工事を前提とし た火災保険等の申請サポート) 経年劣化による家屋の損傷は 火災保険等の適用対象外であ るにもかかわらず、「雨どい修 理に火災保険の保険金が使え るので請求しませんか。」など と、あたかも家屋の全ての損傷 が火災保険等の適用対象であ るかのように告げていた。	2.12.15

## (2) 指導(特定商取引法・県消費生活条例)

販売類型	件数
・訪問販売	11件
・通信販売	31件
・特定継続的役務提供	1件
・条例(招請)	2件
合 計	45件

## 2 景品表示法

### (1) 措置命令

No.	事業者名及び所在地	違反等の内容	処分公表日
1	生活協同組合 くらしのコープ 【所沢市】	①「害虫駆除剤噴霧料金1,980円(税込)/住宅一軒床下一式」等と表示 →実際には害虫駆除施工を受けるためには、生協の組合員になり、出資金一口5,000円が必要だった。 ②「今回地域一斉集中工事を行うことにより出張費用、人件費等の削減が可能となり大幅値引にて施工が可能となりました」、「お申込受付期間本日より10日間」等と、サービスの地域や期間が限定されているものであるかのような表示 →実際には、県内全域で継続的に実施されていた。	2.5.8
2	(株)夢グループ 【豊島区】	有利誤認 ①「緊急入荷」、「立体マスク30枚セット3,600(税抜)」等と表示 →手数料300円及び送料500円(税抜)が別に必要。 ②「本日の広告でお一人様3セットまで」、「本日の広告の有効期限5日間」等と表示し、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年2月初旬頃から衛生マスクの需要が全国的に高まっていた状況下において、販売期間が限定されているかのように表示 →実際には、販売期間は限定されているものではなく、特に、4月15日～20日は、「本日の広告の有効期限5日間」との広告を毎日実施。	2.6.11
3	(株)ワン・ツー・ワン 家庭教師のノーバス 【豊島区】	優良誤認 ①「第一志望校合格率95%以上※当社調べ」等と表示 →第一志望校を複数校挙げた受験生も第一志望校合格者として計上される等 ②「教師登録数7万名の豊富な人材を活用」等と表示 →令和2年8月3日における家庭教師登録数 33,489人 有利誤認 「ノーバスの安心システム中止料・解約料・更新料ナシ」 →中止料等の発生が契約書約款に明記(解約時の負担有)	2.9.14

### (2) 指導(文書及び口頭による注意)

文書注意	35 件	有利誤認(1件)優良誤認(20件)優良有利誤認(13件)景品事件(1件)
口頭注意	3 件	おとり広告(1件) 優良誤認(2件)
計	38 件	